

所要時間 60分

問 消費税増税に反対の表明はできないか

答 国の動向を注視したいと思えます

消費税増税で生活などへの影響は

町長は消費税増税に反対を表明すべきではないか。

町長

消費税増税の問題は、今後の日本の社会保障と税のあり方、負担と共助のあり方を左右する重要な選択となるものですので、今後の国会の行方を見守っていきたくと考えています。

増税により町民のくらし、生業はどうなると考えているか。

町長

一般的には消費税が引き上げれば、当然、物やサービスの値段が引き上がるため、消費者の負担が増すということから消費が落ち込み、そのしわ寄せ、人件費の抑制などにつながり、所得の減少等さらに暮らしが厳しくなることが予想されます。また、中小零細企業等を営むものにとっては消費税増税分を価格に転嫁できないこともあるため、利益が減少し、厳しい経営を迫

られる事業者が出ることも予想される場所です。



TPP 論議のさなか、収穫期を迎えた多古米

多古台住宅を消費税増税前に分譲したいとの方針は、「増税やむなし賛成」の姿勢とも取れるので、撤回すべきではないか。

町長

消費税増税の可能性がある中で、住宅開発に取り組む町の基本的な姿勢を示すものです。できるだけ消費者に負担がかからないよう町として取り組んでいきたいという考え方です。

TPP 反対での一点共闘を、町長のリーダーシップででき

ないか。

「TPPで、農業をはじめ町民の暮らしは大きく変わるという中身を知らせ、町民挙げて反対できる状況を」ということで

町長

本町の基幹産業である農業のみならず、経済や住民生活のあらゆる分野に大きな影響を及ぼすものと認識しています。平成23年11月に野田首相が交渉参加に向けて関係国との協議に入ると表明したことから、反対や不安の声が挙がっています。まず、国において十分な情報提供を行うことと、国民的な議論を進め、国民の不安を払拭することが何よりも重要だと認識しています。町としても、必要な情報を収集するとともに、国の動向を注視し、適切に対応していきたいと思えます。

法定外繰入で国保税の引き下げを

一般会計から法定外繰入を行って国保税を引き下げ

いる自治体がありますが、多古町長としてできませんか。

住民課長

町長答弁の中でもありましたが、法定外の繰り入れは行わず、地方財政計画のつとめた基準で繰り入れをしていく考えです。

町長

国保の財政調整基金が、当初予定では、2年間で全部取り崩して、国保税の軽減のために使うという方針でしたが、変更はありませんか。

住民課長

基金を取り崩して事業越しとし、残った場合は、次年度に繰越金を使っている事業展開になります。方針の変更はありません。

所要時間 60分

問 就学援助費の拡充を

答 規則を改正し上乗せを考えています

援助費の支給を前倒しできないか

就学援助制度の支給内容について、国基準では2010(H22)年度クラブ活動費(小学26300円・中学2万8780円)や、生徒会費・PTA会費の3項目が追加されています。加えて2012(H24)年度からは、体育実技用具費(スキーを含む)や、日本スポーツ振興センター掛金等も援助対象に含まれています。一般財源化されていますので、裁量権は町にあります。国基準で定められていることは、他に流用することなく、きちんと対応していただくよう求めます。

学校教育課長

中学校1・2年生がスキー教室を行なっていますが、体育の授業としてではなく、宿泊を伴う校外活動の位置付けとなっているので、その一部が活動費として支給されています。多古中学校は体育の武道必修化については剣道を選択していますが、用具や防具

学校教育課長

新1年生に対する周知については、2月



授業中の様子(多古中1年生)

※医療ソーシャルワーカー…社会福祉の立場から、患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決及び調整を援助する専門職を指す。

無料低額診療制度の認定を

多古中央病院は町民の命を守る拠点病院として、無料低額診療事業の認定を受け進めていく必要があるのではないのでしょうか。また、医療上、生活上の相談を受ける

町長

医療ソーシャルワーカーの配置も必要と思えます。

町長

仮に事業認定を受けた場合、合懸念されることは、生計困難者の総合判断は病院独自で行なうことになり、正確な判断が難しいことや、病院経営の面、他市町村の生計困難者を受け入れることになる等々の負担が危惧されます。現在も、お金の有無に関わらず患者の診療を行なっており、支払いができない方に対しては相談に応じ分割等の対応をしています。

また、現在、専門の相談窓口がないこともあり、病院内に医療ソーシャルワーカーを設置することは必要と感じています。



石渡悦子議員



椎名義光議員

※無料低額診療事業…生活保護受給者等が全患者数の1割以上等、5から6項目以上の基準に該当し、申請により県が社会福祉法により、その医療機関を認可した場合に、生計困難者が無料又は低額で診療を受けられる事業。但し、医療機関は自費で減額分の医療費を負担することになる。